資料２

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和３年９月28日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項の規定に基づき、令和３年４月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年９月30日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

令 和 ３ 年 ９ 月 28 日
新型コロナウイルス感染症
対　策　本　部　長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の４第１項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和３年４月１日）について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている<u>令和３年９月 30 日をもって</u>、<u>まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了する旨を公示</u>する。

資料２（参考）

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置終了後の行動制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症緊急事態等の終了により、国の基本的対処方針が変更され、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から除外された都道府県における感染拡大防止対策について、1か月程度の期間で段階的に制限が緩和される。

	飲食店への要請	**イベントの開催制限**
緊急事態措置	・酒類提供店の休業 ・その他飲食店の 20 時までの営業時間短縮 ・飲食を主として業としている店舗の休業	〔収容率上限〕 （大声なし）100%以内 （大声あり） 50%以内 〔人数上限〕 5,000 人 ※収容率上限及び人数上限のいずれか小さい方が限度
まん延防止等重点措置	・21 時までの営業時間短縮 ・酒類提供の原則停止 ・飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛	
措置終了後の制限緩和 ※解除後 1 か月を目途に実施	**【緊急事態措置終了区域】** ・第三者認証制度の適用店舗は 21 時までの営業時間短縮 ・非認証店は 20 時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は都道府県知事の判断で可とする ・飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛	**【緊急事態措置終了区域】** **【まん延防止等重点措置終了区域】** 〔収容率上限〕 （大声なし）100%以内 （大声あり） 50%以内 〔人数上限〕 5,000 人又は収容定員 50%以内（上限 10,000 人）のいずれか大きい方 ※収容率上限及び人数上限のいずれか小さい方が限度

※　不要不急の外出自粛要請や都道府県をまたぐ移動の自粛など、その他の要請事項については、**都道府県知事の判断**により対応方針を決定。